

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和2年4月13日

熊野町長 三村 裕史



1 業務の概要

(1) 業務名

熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務

(2) 業務内容

公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 予算上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 公告から契約締結日までの期間において、町で指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 熊野町の町税（熊野町の町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税）、消費税及び地方消費税のいずれも滞納していないこと。

(4) 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は、広島県内に事業所はないが、町の求めに応じて速やかに業務管理責任者又は業務担当者を町に来訪させることができること。

(5) 過去5年間に、国・地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似の業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

(6) デザイン、編集、製版、校正及び印刷製本まで行える能力を有する者であること。

3 募集手続等

公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和2年4月13日（月）から令和2年4月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町住民生活部防災安全課

電話：082-820-5631

なお、熊野町ホームページにも掲載する。

(3) 入手方法

上記（2）の交付場所で受け取る、又は郵送により交付請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記（1）の交付期間内に必着することとし、返信用封筒及び切手を同封すること。

4 参加申込・資格確認等

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に定める公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び参加資格確認に伴う必要書類を、提出期限までに持参又は郵送等により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルへ参加することができる。

① 提出期限

令和2年4月22日（水） 午後5時まで（必着）

② 提出場所

「10 問い合わせ先」に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きし、上記①の提出期限までに必着するものとする。

(2) 確認結果の通知

令和2年4月30日（木）までに通知する。

5 企画提案書等の作成方法

公募型プロポーザル参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）は、次の事項に留意して、熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を作成し、提出すること。

（1）提出期限

令和2年5月22日（金） 午後5時まで（必着）

（2）提出場所

「10 問い合わせ先」に同じ

（3）提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、上記（1）の提出期限までに必着するものとする。

6 企画提案書に係るヒアリングの実施

（1）実施日時

令和2年6月上旬

※ 日程等の詳細については、別途通知する。

（2）実施場所

熊野町役場 3階会議室（〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号）

7 契約候補者の選定

（1）審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務に係る公募型プロポーザル審査委員会において評価基準に従い審査し、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

（2）評価基準

「熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務に係る公募型プロポーザル評価基準」による。

（3）審査結果の通知

ヒアリングを受けた参加者全員に対して、審査終了後5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に審査結果を通知する。

（4）審査結果の公表

審査結果については、参加者の評価基準に基づく評価点及び選定結果を公表する。

8 契約について

（1）契約締結までの手続

- ① 契約候補者と、提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。この際、提出された企画提案書の内容を変更する場合がある。
 - ② 上記のとおり確定した仕様書を基に契約候補者から見積書を徴取し、予算の範囲内で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約保証金
契約保証金は免除する。
- (3) 契約書
契約書については、町が指定したものを使用する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載があった場合
 - ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められる場合
 - ③ その他公平な競争の妨げとなる行為等があったと認められる場合
- (3) 経費の負担
本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) その他
公募型プロポーザル実施要領による。

10 問い合わせ先

熊野町住民生活部防災安全課

住 所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
電 話：082-820-5631
FAX：082-854-8009
E-mail：kiki@town.kumano.hiroshima.jp